

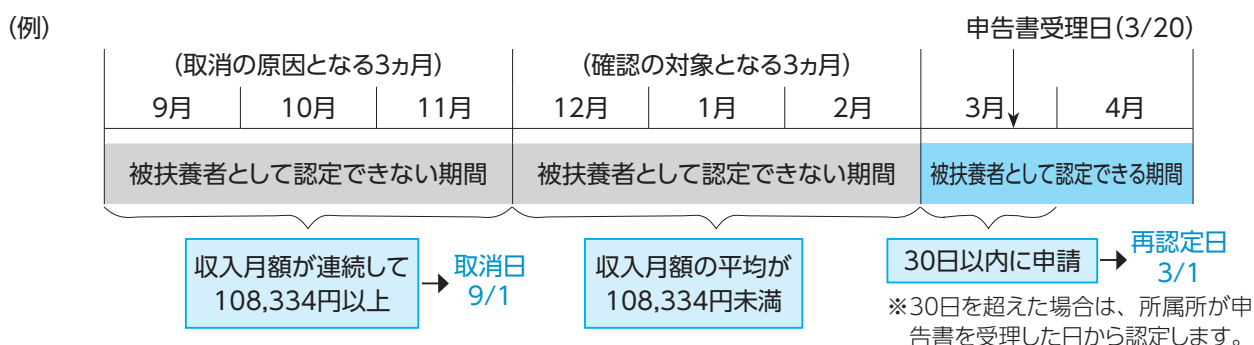
月々の収入は認定基準内ですか？

～月額基準額による扶養取消と再認定について～

アルバイトやパート等の給与収入は、年間収入の基準額【130万円未満】だけでなく、月額基準額【108,334円未満(130万円÷12ヵ月)】により、連続する3ヵ月の収入月額からも判定します。

なお、月額基準額による判定で被扶養者資格が取消になった場合でも、その後の3ヵ月の収入月額の平均が基準額以内であり、かつその翌月以降も基準額以内の見込みであれば、その翌月から再び被扶養者になることができます。

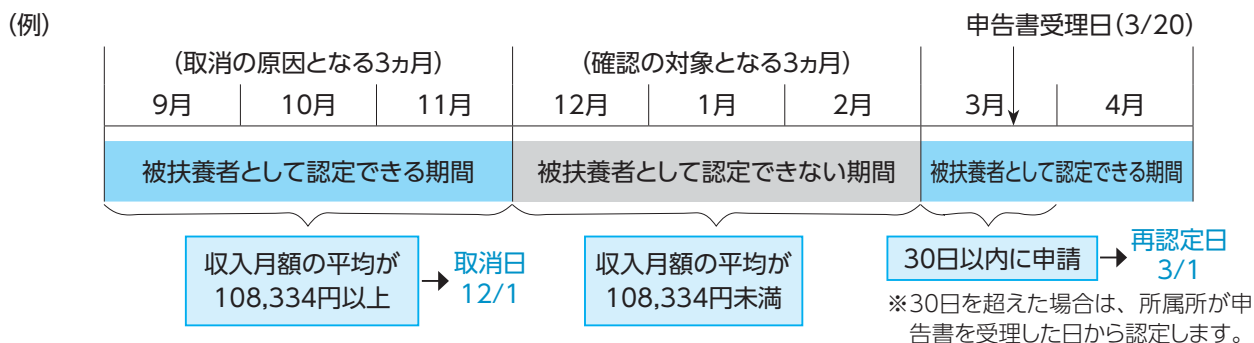
①3ヵ月連続して108,334円以上となった場合 → その3ヵ月の最初の月から取消



この場合、9月1日～翌年の2月末日まで国民健康保険加入となります。

②3ヵ月の平均が108,334円以上となった場合 → その3ヵ月の翌月から取消

※大学・専門学校等(通信制・定時制は除く。)に在学中の方には、この取扱いは適用しません。



この場合、12月1日～翌年の2月末日まで国民健康保険加入となります。

- 賞与がある場合は、次の両方の算定結果が認定基準額を超えたときに取消となります。
 - ・ 賞与の額を支給対象月数で按分し、支給対象月の収入に加算する。
 - ・ 賞与が支給された月に一括して加算する。
- 障害年金受給者または60歳以上で公的年金を受給している方は、年間収入の基準額が180万円未満となるため、アルバイト等の収入もある場合、年金月額(年金年額÷12ヵ月)と収入月額等を合算した額が3ヵ月連続または3ヵ月平均で15万円(180万円÷12ヵ月)以上になると被扶養者資格が取消となります。

被扶養者の資格喪失後に、共济組合の組合員被扶養者証を使用して病院等を受診していた場合は、当組合が負担した医療費等について返還していただくことになりますのでご注意ください。